

2020.09.23

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける措置：一部の規制緩和

【ポイント】

- 22日、大統領府は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を一部緩和する旨の声明を発表しました。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 22日、大統領府は、新型コロナウイルスの流行に対する措置一部緩和する旨の声明を発表しました。

緩和された措置は以下のとおりです。

- ・ 移動手段（公共交通機関（バス、タクシー等））への規制緩和：すべての乗客及び運転手にマスク着用を義務づけし、3月26日に導入した乗客上限数及び料金設定を解除する。
- ・ バー、レストラン、モーターの再開：従業員にマスク着用を義務化し、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・ 社会文化イベントの再開：すべての観客及び主催者にマスク着用を義務化し、入口に手洗いキットを設置し、ソーシャルディスタンスを確保する。
- ・ スポーツイベントの再開：すべての観客及び主催者にマスク着用を義務化し、観客と主催者はソーシャルディスタンスを確保する。また、各大会前にスクリーニングを実施する。

なお、大コナクリ地域圏（コナクリ、コヤ、ドゥブレカ）では、引き続き夜0時から朝4時まで夜間外出禁止令が敷かれています。

2 在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

3 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>